

戸田市障害者施策推進協議会要綱

(設置)

第1条 戸田市における障害者に関する施策についての総合的かつ計画的な推進を図るため、戸田市障害者施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 戸田市障害福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 戸田市障害者計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (4) 地域における福祉意識の啓発及び正しい知識の普及に関すること。
- (5) その他障害者施策の推進に関すること。

(委員)

第3条 推進協議会の委員は、別表に掲げる者をもって市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選によるものとする。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するものとする。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 推進協議会は、第2条に規定する事項について調査研究及び

検討をするため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、第3条に規定する委員の中から会長が指名する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、専門部会の委員の互選によるものとする。
(庶務)

第7条 推進協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び第5条第3項の改正規定は、令和3年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月10日から施行する。

別表（第3条関係）

- 1 学識経験者
- 2 戸田市民生委員・児童委員協議会の代表
- 3 戸田市町会連合会の代表
- 4 戸田市商工会の代表
- 5 戸田市身体障害者福祉会の代表
- 6 戸田市心身しょうがい児（者）を守る親の会の代表
- 7 戸田市聴力障害者協会の代表
- 8 戸田市精神保健福祉家族会の代表
- 9 医療法人高仁会戸田病院の代表
- 10 社会福祉法人戸田わかくさ会の代表
- 11 特定非営利活動法人埼玉こころのかけ橋の代表
- 12 社会福祉法人戸田市社会福祉協議会の代表
- 13 社会福祉法人戸田蕨福祉会あすなろ学園の代表
- 14 社会福祉法人戸田市社会福祉事業団の代表
- 15 公募による市民
- 16 埼玉県南部保健所の代表
- 17 戸田市地域自立支援協議会の代表
- 18 健康福祉部長